

4 塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
那須塩原市中塩原 310 番地
塩原漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、塩原漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第8条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣（餌釣、友釣、毛ばり釣、蚊ばり釣及びルアー釣に限る。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁者は、あゆを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、友釣又は蚊ばり釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

3 遊漁者は、第1項の規定にかかわらず、5月1日からあゆ解禁日前日までの期間は、蚊ばり釣をしてはならない。

4 使用できる漁具の数は、1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月15日から7月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます・やまめ、いわな、うぐい、かじか、うなぎ、こい及びふな	4月1日から4月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月19日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の八幡橋までの箒川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのないシングルフック以外のものを用いてはならない。

(禁止区域等)

第6条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下で

あるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	遊漁料	附加料金
全魚種	1 期間券	10,000円	1,000円
	2 日釣券(解禁日から3日間)	3,500円	3,500円
あゆ	1 日釣券(解禁日から3日間を除く。)	2,000円	2,000円
溪流魚	1 期間券	7,000円	1,000円
	2 日釣券(キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。)	2,000円	2,000円
	3 日釣券(キャッチ・アンド・リリース区域に限る。)	2,000円	2,000円

注1 期間券により遊漁を行える期間は、第4条で定める期間とする。

2 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ指定して公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学生生徒	無料
障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第6条第2項の規定により組合が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第11条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊

漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第13条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元(2019)年11月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和2(2020)年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和2(2020)年11月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和3(2021)年3月12日から施行する。